

日本における外国人介護人材の受入れ —その枠組みと現状、今後の動向について

2018年12月16日

榎本 芳人

目次

- 日本における外国人介護人材受入れの経緯
- 経済連携協定(EPA)による外国人介護人材の受入れ
- 外国人技能実習制度及び在留資格「介護」に基づく外国人介護人材の受入れ
- 日本における外国人介護人材の受入れに関する今後の動向

日本における外国人介護人材受入れの経緯 (1)

1. 経済連携協定(EPA)による受入れ

- 2008年度～ 日・インドネシアEPAに基づく、インドネシアからの介護福祉士候補者の受入れ
- 2009年度～ 日・フィリピンEPAに基づく、フィリピンからの介護福祉士候補者の受入れ
- 2014年度～ 日・ベトナムEPAに基づく、ベトナムからの介護福祉士候補者の受入れ

日本における外国人介護人材受入れの経緯 (2)

2. 外国人技能実習制度に基づく受入れ

- 2017年11月 外国人技能実習制度の対象職種に介護職種を追加

3. 在留資格「介護」

- 2017年9月～ 日本の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士国家資格を取得した留学生に対して、在留資格「介護」を付与

日本における外国人介護人材受入れの経緯 (3)

4. それぞれの受入れの枠組みの性格

◆「外国人介護人材受入れの在り方に関する
検討会 中間まとめ(2015年2月4日)」による
整理(同中間まとめ p.1)

- 技能実習: 日本から相手国への技能移転
- 資格を取得した留学生への在留資格付与: 専門的・技術的分野への外国人労働者の受入れ
- EPA: 経済活動の連携強化を目的とした特例的な受入れ

経済連携協定(EPA)による 外国人介護人材の受入れ(1)

1. EPAによる外国人介護人材の受入れの背景 →EPA相手国からの強い要望

◎日・フィリピン経済連携協定合同調整チーム報告(2003年12月)(仮訳)

第4章 協議概要 8. 自然人の移動

- a. 合同調整チームは、自然人の移動がJPEPAの最も重要な問題の一つであるとの共通の理解を共有した。
- b. フィリピン側は、日本における人口の高齢化の結果として、保健医療労働者がさらに必要とされるかもしれず、また情報技術分野においては、日本において情報技術の専門家や技術者が必要とされるであろうとして、特に保健医療サービス分野において、日本の労働市場をフィリピン人労働者に開放することに強い関心を表明した。
- c. 日本側は、日本の保健医療専門職には、医療上の知識及び技術とともに日本語によるコミュニケーションの能力が不可欠であり、従って、保健医療専門職として日本で就労するためには、日本の国家資格取得が日本人のみならず外国人にとっても最低条件であることを説明した。日本側は、保健医療専門職については、国内労働市場への影響を十分考慮すべきであることも強調した。

出典: 外務省ホームページ(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/pdfs/houkoku_z.pdf)

経済連携協定(EPA)による 外国人介護人材の受入れ(2)

2. 受入れの枠組み

(1) 介護福祉士候補者には、相手国の看護学校卒業等の要件がある。また、毎年、国ごとに300人の受入れ最大人数が設定されている。

(2) 訪日前日本語研修(インドネシア・フィリピンは6か月間、ベトナムは12か月間)を受講した上で、来日し、さらに訪日後日本語等研修(インドネシア・フィリピンは6か月間、ベトナムは約2.5か月間)を受講する。

経済連携協定(EPA)による 外国人介護人材の受入れ(3)

2. 受入れの枠組み(続き)

(3) 4年間、日本国内の介護施設等で雇用契約に基づき就労する。

(4) 日本の介護福祉士国家試験を受験し、合格すれば引き続き就労が可能だが、不合格の場合は、帰国となる。(ただし、現在は、一定の条件を満たせば、1年の滞在延長が可能。)

※上記以外にも、フィリピン・ベトナムについては、日本の介護福祉士養成施設に就学する「就学コース」も存在するが、現在は送り出しが行われていない。

経済連携協定(EPA)による 外国人介護人材の受入れ(4)

3. これまでの受入れ実績

入国年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	累計
インドネシア	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	1,494
フィリピン	-	190	72	61	73	87	147	218	276	276	1,400
ベトナム	-	-	-	-	-	-	117	138	162	181	598
合計	104	379	149	119	145	195	410	568	671	752	3,492
フィリピン (就学)	-	27	10	-	-	-	-	-	-	-	37

→このうち、2016年度までに504人が介護福祉士国家試験に合格。

出典：厚生労働省「経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ概要」厚生労働省ホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/epa_base_2909.pdf)、p.3及びp.5に基づき、筆者が作成。

外国人技能実習制度及び在留資格「介護」 に基づく外国人介護人材の受入れ(1)

1. 外国人技能実習制度及び在留資格「介護」に基づく外国人介護人材の受入れの背景
→日本国内からの要望

◎社会保障審議会介護給付費分科会第107回(2014年9月3日)参考資料6

○法務省省令において、医療・介護分野における外国人の就労に関する在留資格要件は、医療関係14職種に限定されており、国家資格であるにも関わらず、介護福祉士については認められていない。介護のグローバル化の観点からも、積極的な位置づけが必要と考えるが、どうか。

○また、外国人技能実習制度において、議論がなされているところであるが、アジア人材の育成と介護のグローバル化の立場から積極的に実現を図るべきと考える。そのことを踏まえ、以下を要件としてはどうか(詳細別紙)。

- ① コミュニケーション能力が重要であることから、日本語N3程度の習得
- ② 1年目から2・3年目に移行する際に必要な「一定水準の技能」のチェックについても、既に公的機関で策定されている職業能力評価基準や介護キャリア段位を活用する

出典：厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000056453.pdf)

外国人技能実習制度及び在留資格「介護」 に基づく外国人介護人材の受入れ(2)

2. 外国人技能実習制度に基づく外国人介護 人材の受入れの枠組み

- 一般的な技能実習制度における受入れ要件に加え、以下の項目等について、介護固有の要件がある。
 - － コミュニケーション能力(入国時、日本語能力試験N4程度、2年目からはN3程度)
 - － 適切な実習実施者の対象範囲の設定
 - － 適切な実習体制の確保
 - － 監理団体による監理の徹底
- 最長5年間受入れが可能。

外国人技能実習制度及び在留資格「介護」 に基づく外国人介護人材の受入れ(3)

3. 在留資格「介護」に基づく外国人介護人材の受入れの枠組み

典型的な流れ(法務省入国管理局ホームページによる)

在留資格【留学】

- 1.外国人留学生として入国
- 2.介護福祉士養成施設で修学(2年以上)
- 3.介護福祉士の国家資格取得

在留資格【介護】

- 1.在留資格変更「留学」→「介護」
- 2.介護福祉士として業務従事

日本における外国人介護人材の 受入れに関する今後の動向(1)

1. 既存の外国人介護人材の受入れの枠組みの 中での要件緩和

(1) 在留資格「介護」の対象者の拡大

アジア健康構想の下、介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格(介護)を認めることや、海外における日本語習得環境の整備を通じ、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図る。
(「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)、p.2-10)

日本における外国人介護人材の 受入れに関する今後の動向(2)

1. 既存の外国人介護人材の受入れの枠組みの 中での要件緩和(続き)

(2) 技能実習及びEPAに基づく受入れの要件緩和

介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みや、日本語研修を要しない一定の日本語能力を有するEPA介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れを行える受入人数枠を設けることについて検討を進める。(経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～(平成30年6月15日閣議決定)、p.28)

日本における外国人介護人材の 受入れに関する今後の動向(3)

2. 新たな外国人材の受入れに関する制度に基づき外国人介護人材の受入れ

「新たな外国人材の受入れに関する制度」とは、

- 相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能1号」と、同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格「特定技能2号」を新設。
- 人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に受入れ。

出典:外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(第2回)(2018年10月12日)資料2「新たな外国人材の受入れに関する在留資格「特定技能」の創設について」(首相官邸ホームページ
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai2/siryou2.pdf>))